

平成28年度総括版

自転車利用実態定点調査報告

平成29年5月

(一財)日本自転車普及協会

調査目的 自転車は車道左側走行が原則であるが、高校生を対象に実際の自転車の走行状況の実態を調査し、その状況の問題点を探り一般に公開することで、望ましい走行空間の再考資料としていただくことを目的に行う。

調査日時 平成28年10月～平成29年1月(毎月中旬～下旬の任意の1日)
[午前]8:00～8:50(一部校7:30～)

調査場所 ・ 都立高校(共学/9校)
概要 ・ 調査対象(高校生の自転車通学実態/2710名)

調査事項 走行空間調査(車道、歩道)と危険走行調査

自転車利用実態定点調査票

No.	走行空間		歩道	路次	危険走行実態																
	車道	歩道			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10							
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					

調査日時	平成 28 年 月 日
天気	晴
調査時間	8:00～8:50

<調査票>

[総括]

平成 28 年度の総括として、以下の項目について、報告します。

◎走行空間においては、(平成 28 年 10 月～平成 29 年 1 月分の 4 ヶ月間(9 校)の平均値)歩道走行率が、32%であり、車道左側走行率は、28%の結果であった。

また、車道中央走行率は 14%で、車道右側走行率及び路側帯走行率は 13%であった。

◎危険運転行為(違反行為を含む)の総数は、1593 件で、内訳別は、車道中央走行(364 件)・車道右側走行(362 件)・並列運転(272 件)・片手運転(230 件)・立ち漕ぎ(199 件)・ハンドルに荷物(57 件)・カバン背負い(55 件)・過積載(30 件)・ギター背負い(21 件)・肩に荷物(13 件)・イヤホン使用運転(8 件)の順となっている。

なお、車道中央走行・車道右側走行の上位 2 項目で、全体の約 5 割を占めている。(事故防止等の観点から、やめるべきである。)

また、並列運転・片手運転・立ち漕ぎの項目も多く、3 項目の合計で全体の 4 割強を占めている。

(危険防止や転倒等の観点から、やめるべきである。)

さらに、上記の 5 項目合計で、全体の 9 割を占有するという事態となっている。

本調査は、高校生の自転車通学の実態を調査したものであり、一般の人と比較して高校生が自転車のルール・マナーを遵守して利用しているかの判断基準となりうるものである。

結果、高校生も、歩道通行が多いが、平均 3 割弱(最大は、7 割)の生徒が車道左側走行をしていた。

一般の人も、2 割程度なので、ほぼ同様の結果である。

原因として、高校が、幹線道路に面していたり、交通量も多いこと等が考慮される。

車道を避けて歩道を通行せざるを得ない状況となり、安全策として歩道を通行していると思慮される。

自転車通学の割合は、8 割～4 割と多岐にわたり、平均すると、6 割弱である。

各校での駐輪場状況は、最大総収容台数 650 台～最小総収容台数 300 台となっている。

なお、一部校の生徒は、校門直前での左右や後方確認をしていた。

また、登校時間(平均 8 時 30 分)直前 5 分前には、多数の生徒が校門を目指す状況(一部校を除く)であった。

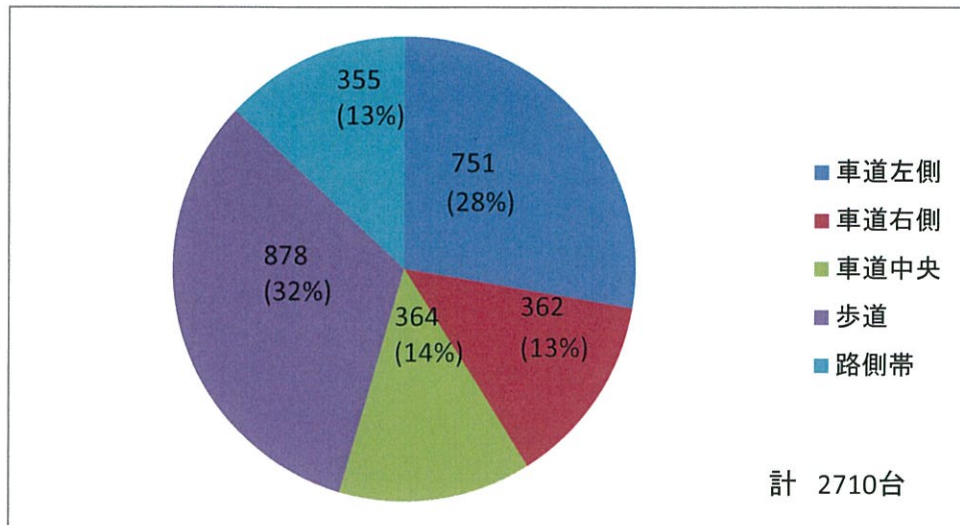
自転車同士の接触や転倒を避けるため、時間に余裕を持つての通学が望ましい。

各校での自転車通学の条件は、特になく、車種制限についても、行われていないため、スポーツ車や小径車等で通学している生徒もいた。

教諭による自転車通学の指導は、一部校を除き、特に行われていないため、マナーアップのため、積極的な指導が切望される。

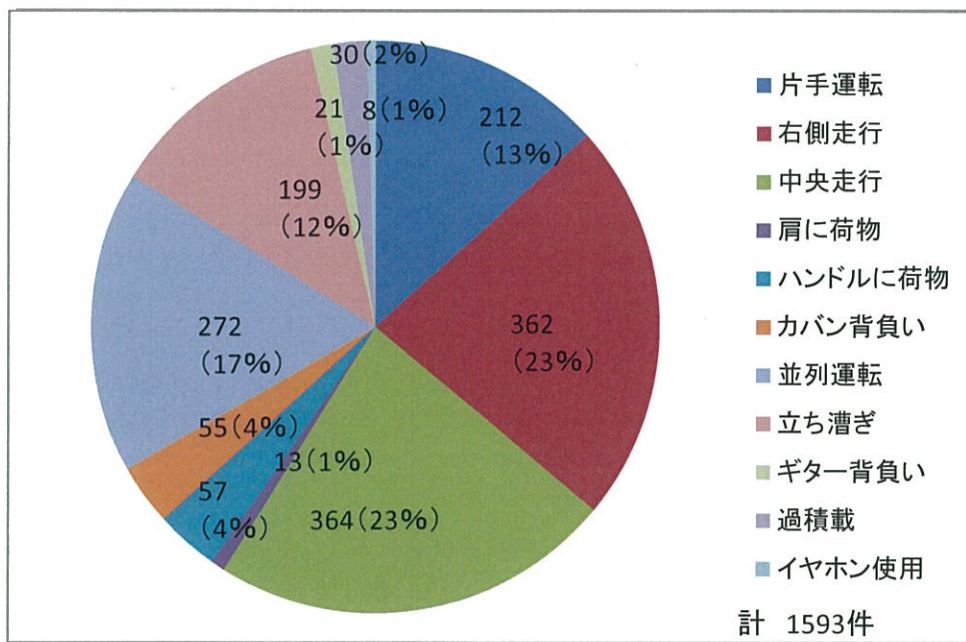
因みに、各校での交通安全啓発は、警察による交通安全指導や自転車安全教室の開催等である。

	
自転車駐輪場(屋根付き)	自転車駐輪場(平置き)
	
自転車駐輪場(校舎内)	自転車駐輪場(校舎外)



走行空間

調査期間 平成28年10月～平成29年1月



危険運転行為 (違反行為を含む)

調査期間 平成28年10月～平成29年1月